

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月2日
【会社名】	株式会社関西ゴルフ倶楽部
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高浪 宣昭
【本店の所在の場所】	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1
【電話番号】	0794-72-1000
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 福田 幾吉
【最寄りの連絡場所】	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1
【電話番号】	0794-72-1000
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 福田 幾吉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 162,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
優先株式	16,200株	<p>優先株式の内容</p> <p>当社は、会社法第108条第1項各号に掲げる事項及び会社法第107条第1項各号に掲げる事項について、下記の通り定款に定めております。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを行い、優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しないこととしております。</p> <p>当社は、優先株式を有する株主に対し、剰余金の支払はおこなわない。</p> <p>当社は、剰余財産を分配するときは、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、その優先株式1株につき10,000円を限度として分配を行なう。</p> <p>優先株式を有する株主は、前項の優先分配が行われた後の剰余財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、優先株式の全部を取得することができる。</p> <p>優先株式を有する株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権は有しない。</p> <p>優先株式については、会社法第199条第4項および同法第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> <p>当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</p>

(注) 1. 発行決議

平成27年6月29日開催の取締役会決議及び平成27年6月29日開催の定時株主総会決議によっております。

- 当社は、新規発行株式と異なる種類の株式として、普通株式についての定めを定款に定めております。普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株制度は採用していません。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集 (注)	16,200	162,000,000	81,000,000
計(総発行株式)	16,200	162,000,000	81,000,000

(注) 募集株式については、その全てを発行会社が直接募集いたします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
10,000	5,000	正会員 150株 平日会員 75株	自 平成27年7月18日(土) 至 平成27年12月1日(火)	1株につき10,000	平成27年12月2日(水)

(注) 1. 一般募集の方法により行います。

2. 本募集は、当社が経営する関西ゴルフ倶楽部の正会員又は平日会員になることが条件となります。また、会員となる為の入会審査を行います。申込期間は関西ゴルフ倶楽部への入会申込期間となります。申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に入会申込書を提出するものいたします。又、別途入会金(正会員100万円、平日会員50万円、別途消費税)および年会費(正会員6万円、平日会員3万円、別途消費税)が必要となります。尚、年会費は入会翌月より月割計算となります。
3. 申込が募集株式数を超過した場合は、その時点で申込を終了いたします。申込が募集株式数に満たない場合においても関西ゴルフ倶楽部の会員となる為の入会審査を行い、承認された方の各会員申込株数単位の数をもって発行株数といたします。
4. 申込方法は、申込期間内に株式申込証を下記申込取扱場所に提出するものいたします。
5. 申込証拠金には、利息はつけません。
6. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 申込期日までに申込みがない株式については、再募集はいたしません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦2-15-22

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
162,000,000	1,500,000	160,500,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等が含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額160,500,000円につきましては、今後の施設改修費およびコース整備費等の設備投資資金に充てる予定ですが、実際の支出時期までは、預貯金および安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

新株式発行届出目論見書の表紙に関西ゴルフ倶楽部のロゴを下記のとおり掲載いたします。



第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第13期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月2日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月30日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月29日

株式会社関西ゴルフ倶楽部
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。